

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画浦和東部第二北地区地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日
平成29年11月22日

名 称	浦和東部第二北地区地区計画	
位 置	さいたま市緑区美園1丁目、美園2丁目及び美園3丁目の各一部	
面 積	約57.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は土地区画整理事業により確保された、道路及び公園等の基盤施設のもと、公共・公益、文教、スポーツ関連施設などの集積と、中・低層住宅地等の整備による複合新市街地の形成を図り、魅力と活力にあふれた副都心形成の一翼を担うまちづくりを誘導する。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区計画を定める区域は、以下の区分により、それぞれの方針にしたがって土地利用を誘導する。</p> <p>① 産業拠点地区（A地区） 広域的な拠点となる沿道型の大規模商業施設やスタジアムと連携したスポーツ関連施設等の立地を図るとともに、既存の工場立地状況から、工場、倉庫、作業場などの工業施設の集積を図る地区とする。</p> <p>② 中・低層住宅地区（B地区） 良好な居住環境を形成した、中・低層住宅の立地を図る地区とする。</p> <p>③ 沿道施設地区（C地区） ロードサイド型の店舗や店舗併用住宅等を都市計画道路の沿道に誘導するなど、沿道サービス、公共・公益施設等の立地を図る地区とする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>① 適正な土地利用を促進するとともに、土地利用の方針に沿って不適当な用途の建築物が混在することを防止し、良好な都市環境形成を図るため、建築物等の用途の制限について定める。</p> <p>② 本地区に望ましい施設規模を確保し、良好な生活環境の形成や敷地の細分化の防止を図るため、敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度について定める。</p> <p>③ 緑豊かで潤いのある沿道景観の形成を図るため、壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p> <p>④ 本地区に相応しい魅力ある街並み景観の創出を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について定める。</p>
	その他当該地区の整備開発及び保全に関する方針	<p>公衆の利用に供する公共・公益施設及び商業・業務施設等の出入口、通路、階段、便所等については、高齢者や身体障害者等の利用に配慮する。</p>

地 区 整 備 計 画	地区 の 区分	区分の名称	A 地 区	
		区分の面積	約 27.7 ha	
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>① 建築基準法別表第2(に)項第6号に規定するもの</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号(キャバレーに限る)、第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</p>	
		建築物の敷地面積 の最低限度	<p>150㎡</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する敷地については、当該規定は適用しない。</p> <p>① 当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>② 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なもの</p>	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>ただし、据付の物置、外壁のない車庫その他これらに類するものは、その限りでない。</p>	
		建築物等の高さの 最高限度	—	
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠 の制限	<p>1. 建築物等の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとする。</p> <p>2. 設置できる屋外広告物は、自己用のもの、かつ、本地区内にある施設のもので、敷地境界線を越えないものとする。</p>	
		垣又はさくの構造 の制限	<p>道路及び河川に面する側の垣又はさくの構造は、景観や防災に配慮した以下のものとする。</p> <p>ただし、門柱・門扉等はこの限りでない。</p> <p>① 生垣や植栽を中心にした材料でつくられたもの</p> <p>② 透視可能な材料で造られたもので、かつ、宅地地盤面からの高さが1.5m以下のもの</p>	

地 区 整 備 計 画	地区 の 区分	区分の名称	B 地 区		
		区分の面積	約 1 2 . 9 h a		
	地区の細区分		B - 1 地 区	B - 2 地 区	
	細区分の面積		約 3 . 6 h a	約 9 . 3 h a	
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の 制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第 2 (は) 項第 6 号に規定するもの ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する営業を営む施設		
		建築物の敷地面積 の最低限度	1 3 5 m ² ただし、次のいずれかに該当する敷地については、当該規定は適用しない。 ① 当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの ② 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なもの		
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 1 . 0 m 以上とする。 ただし、据付の物置、外壁のない車庫その他これらに類するものは、その限りでない。		
	建築物等の高さの 最高限度		1 5 m	1 2 m	
	建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限		1 . 建築物等の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとする。 2 . 設置できる屋外広告物は、自己用のもの、かつ、本地区内にある施設のもので、敷地境界線を越えないものとする。		
	垣又はさくの構造 の制限		道路及び河川に面する側の垣又はさくの構造は、景観や防災に配慮した以下のものとする。 ただし、門柱・門扉等はこの限りでない。 ① 生垣や植栽を中心にした材料でつくられたもの ② 透視可能な材料で造られたもので、かつ、宅地地盤面からの高さが 1 . 5 m 以下のもの		

地 区 画 整 備 計 画	地区 の 区分	区分の名称	C 地 区	
		区分の面積	約 17.1ha	
	地区の細区分	C - 1 地 区	C - 2 地 区	
	細区分の面積	約 13.8ha	約 3.3ha	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2(に)項第5号及び第6号、同(へ)項第4号及び第5号に規定するもの ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2(は)項第6号、同(に)項第2号から第6号に規定するもの ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、次のいずれかに該当する敷地については、当該規定は適用しない。 ① 当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの ② 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する建築物で公共公益上必要なもの		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、据付の物置、外壁のない車庫その他これらに類するものは、その限りでない。		
	建築物等の高さの最高限度	—		
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物等の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並みとの調和を十分に配慮したものとする。 2. 設置できる屋外広告物は、自己用のもの、かつ、本地区内にある施設のもので、敷地境界線を越えないものとする。		
	垣又はさくの構造の制限	道路及び河川に面する側の垣又はさくの構造は、景観や防災に配慮した以下のものとする。 ただし、門柱・門扉等はこの限りでない。 ① 生垣や植栽を中心にした材料で作られたもの ② 透視可能な材料で造られたもので、かつ、宅地地盤面からの高さが1.5m以下のもの		

理由 土地地区画整理事業の換地処分公告及び町名地番変更に伴い、位置の表記、地区計画の目標、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針、地区施設の配置及び規模、建築物の容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度等について変更を行うものである。